

改めましておはようございます。今定例会議もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の現在の状況等について申し上げます。

現在も続いております第6波は、昨年夏の第5波を上回る拡大を見せており、累計で3万人を超える新規陽性者のうち、6割以上が1月以降の陽性者となっております。また、2月に入り、新規陽性者数が1,000人を超えるなど、厳しい状況が続いております。

現在のところ、県内では8,000人近くの自宅療養者がいらっしゃいますが、保健所体制を強化し、健康観察に万全を期しているところでございます。

直近のシミュレーションでも、しっかりと感染対策を講じ続けることで、厳しい状況ではありますがものの、医療提供体制の維持が可能であると考えられますことから、『コロナとのつきあい方 滋賀プラン』のレベルは『2』にとどまるものと判断しているところでございます。

しかしながら、クラスターの多発、高齢者の感染者数増加等を踏まえ、2月7日に開催いたしました新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におきまして、本県独自の3点の『コロナ対策重点措置』を実施することといたしました。

1点目は、感染対策の徹底です。基本的な感染対策に加え、学校、保育所、高齢者福祉施設、事業所等において、感染が実際に発生していることを踏まえた感染対策の徹底をお願いしているところです。

2点目は、本県独自の支援策の実施です。引き続き事業者の資金繰りを支援することに加え、国の事業復活支援金に上乗せして、事業継続支援金を支給するとともに、感染回避のために自宅を離れてホテルなどに宿泊しようとする方への支援を行うことといたします。

なお、これに伴う追加経費につきましては、本日、補正予算案を提出させていただいたところ です。

3点目は、ワクチン接種の更なる加速です。市町の接種の加速化を支援するとともに、県の広域接種センター開設を約40日前倒しし、今週から接種予約の受付を開始いたします。ぜひ県民の皆様の積極的な接種のご検討をお願いしたいと存じます。

こういった対策により、命を守るための症状重視の治療・療養・検査体制を堅持しながら、社会生活、経済活動の維持に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、2月定例会議の開会にあたりまして、新しい年度に向けた県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

令和4年度は、基本構想実施計画の第一期の最終年度という節目の年となります。

誰も犠牲にならない社会、お金やモノの豊かさのみではなく、価値や意味に重きを置く社会、「より良き自治」を求め、七世代先まで考えて行動する「良き祖先」になろうとする社会を志向し、「人」「社会・経済」「自然」全ての面で充足した本当の意味での『健康しが』をつくることで、基本構想で描く、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、『滋賀らしく歩んでいける一年』にしていきたいと考えております。

では、以下、具体的な説明に入らせていただきます。

まず、令和4年度当初予算案でございます。令和4年度一般会計当初予算案の総額は、6,440億3千万円、前年度に比べ229億5千万円、3.4%の減となったところです。

来年度の地方財政計画におきましては、地方税が8.3%、地方交付税が3.5%の増加となる中で、地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少などにより、結果として、地方

一般財源の総額は令和3年度と同程度となりました。

本県におきましても、県税等の増収が見込まれる一方で、臨時財政対策債の減少を見込んだ結果、歳入の一般財源総額は、前年度から0.3%増加し、3,470億円余となりました。

一方、財源不足額は、前年度より76億円多い196億円となりましたことから、財源調整的な基金を151億円取り崩すとともに、財源対策的な県債を45億円発行し、収支均衡を図ったところです。

主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は1,768億円で、前年度に比べ151億円、9.3%の増となっております。

このうち、個人県民税については、一人当たりの給与所得の増加が見込まれますことから、前年度に比べ34億8,110万円、6.5%の増収を見込んでおります。

また、法人二税につきましては、製造業の海外需要の回復傾向等により、前年度に比べ117億9,540万円、28.3%の増収を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画の状況等を踏まえ、前年度に比べ90億円、7.4%増となる1,310億円を計上いたしましたほか、県債につきましては、前年度に比べ357億500万円、37.8%減の588億6,700万円を計上しております。

次に、歳出についてでございます。主な施策について申し上げます。

まず、コロナへの対応について申し上げます。ここでは、3つの柱に沿って申し上げます。

初めに、「今こそ、お互いを尊重し、助け合う」でございます。

コロナ禍が続く中、心に悩みを抱える人が増えています。特に、女性や若者の自殺者が増加している状況を大変憂慮しております。

このため、子どもたちが心身ともに健康的な生活を送れるようにするための多様な居場所づくりへの支援や、既に子どもを対象に実施しております、SNSを活用した相談について、若年女性への周知を強化するなど、推進を図ってまいります。

また、「感染者の個人情報インターネット掲示板に書き込まれた」、「ワクチンを接種しないことで、職場で不利益を被った」といった、人権侵害も発生しております。

1月17日に、県を含む関係6者で、「STOP!!コロナ差別、NO MORE!!ワクチンハラスメント」県民運動共同メッセージを発出したところであり、「新型コロナ人権相談ほっとライン」などにより、相談者に寄り添ったきめ細やかな対応を行うなど、相談・支援体制を強化してまいります。

次に、「徹底した感染防止策および医療提供体制の充実・確保」でございます。

基本的な感染対策の徹底を呼び掛けるとともに、高齢者施設職員等の一斉検査、感染拡大傾向時におけるPCR検査等の無料化を行うなどにより、日常生活での感染拡大を抑制してまいります。

また、病床、宿泊療養施設の確保や、自宅待機に対応できる体制を構築・維持するとともに、コントロールセンターや安心ケアステーション等により、適切な入院調整を行うことで、医療提供体制の維持・確保も行ってまいります。

さらに、衛生科学センターの体制整備、保健所等における感染症対策に必要な人材の確保・育成等、体制強化を推進してまいります。

そして、「経済・雇用・生活支援対策」です。

今年度に引き続き、生活困窮者への必要な情報提供、相談体制の維持、妊産婦や高齢者、障害者、外国人住民等への支援や、コロナの影響が長引く観光関連産業や農業・畜産業などへの支援、県内の中小企業等の資金繰り支援などに取り組んでまいります。

また、雇用情勢は回復傾向にありますものの、依然として有効求人倍率が1を下回る厳しい状況が続いていることから、引き続き、雇用を「守る」、「つなぐ」、「創る」方針を維持し、厳しい雇用情勢やコロナ禍を踏まえた労働雇用対策に取り組んでまいります。

さらに、文化芸術やスポーツの分野でも、イベントの中止や延期等を余儀なくされ、活動の機会や収入の減少、会場の確保に係る経費の増加など、活動される方々の負担が増大しておりますことから、文化芸術公演等の主催者やスポーツ団体等を支援し、県民の文化・スポーツに触れる機会の創出と、より安全・安心な文化芸術・スポーツ活動の推進を目指してまいります。

こうした取組により、困難を抱える方々をしっかりと支援しつつ、社会・経済・文化活動の維持・再生を図ってまいります。

以上、主なコロナ対策について申し上げましたが、来年度は、これまでの経験を活かして、滋賀らしく、より賢明にコロナに対応しつつ、「子ども・子ども・子ども」、子どもを中心に据えて、施策を展開してまいりたいと考えています。

その上で、『健康しが』の再構築を進めていくため、「ひとの健康」では、『子ども・次世代』と『こころの健康』に、「社会・経済の健康」では『活力ある滋賀づくり』に、「自然の健康」では『グリーン社会への挑戦』に、それぞれ重点的に取り組んでまいります。

また、これらを貫くテーマといたしまして『ひとづくり』を最も重視しつつ、『DXの推進』、『より良き自治の追求』にも力を入れてまいります。

まず、「ひとの健康」の1点目、『子ども・次世代』について申し上げます。

先ほども申しあげましたが、子どもを全ての施策の中心に据えることとしております。「この子らを世の光に」という思想を軸といたしまして、子どものために、子どもとともに、特に、これからの数年間は、集中的に子ども政策の充実を図ってまいりたいと考えております。

そのため、新たに「子ども・若者基金」を造成いたしまして、確保した財源をもって、今まで届いていなかった方々への支援など、必要な施策を着実に推進してまいります。

また、安心して子育てを行うためには、子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なく、ライフステージに応じた支援を受けられる環境が重要となります。

そのため、オンラインによる（仮称）『しが出会いサポートセンター』を整備し、市町と連携した結婚支援を推進するとともに、妊娠、出産の不安を解消するため、妊娠SOS相談、緊急的な居場所の確保などのほか、引き続き、保育の人材確保、質の向上を図り、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めてまいります。

さらに、子どもたちが健やかに育つ環境を整えるにあたりましては、困難な環境にある子ども、若者への支援を強化する必要があります。

子ども家庭相談センターにおける児童虐待相談対応件数は年々増加し、その内容も、経済的困窮や社会的孤立など、様々な問題が絡み合い、複雑・困難化しております。

滋賀で過ごす全ての子どもたちが、深い愛情を注がれ、心身ともに健やかに育つことは、県民の強い願いであり、子どもが安全かつ安心して生活できる環境を確保することは、非常に重要な県の責務であると考えております。

そのため、これまでも子ども家庭相談センターの増設や、児童福祉司等の増員など、体制強化を図ってきたところですが、管轄区域の広さから、未だ安全確認やケース訪問に

時間を要していることを踏まえまして、令和6年度に、日野町内に新たな子ども家庭相談センターを設置し、支援体制を拡充してまいります。

また、併せて、地域における子どもの居場所づくり、増加する不登校児童への対応や、顕在化するヤングケアラーに寄り添った相談・支援などを推進いたしますほか、児童養護施設を退所したり、里親家庭を離れた、いわゆる「ケアリーバー」への包括的な支援のため、県北部に拠点を整備するなど、困難や生きづらさを抱える子ども・若者に寄り添った支援の充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、ともに学ぶことを大切にしつつ、学ぶ力、読み解く力を高めてまいりたいと考えております。

社会のデジタル化の進展は、教育環境、教育内容の双方に影響を及ぼしており、子どもたちの学びは大きく変わろうとしています。

急激に変化する時代を生きる子どもたちには、多様な人々と協働して社会で生きていく力を高め、自分の良さや可能性を認識し、伸ばしてもらいたいと考えています。

そのため、ICTの効果的な活用により、子ども一人ひとりの学びの状況を経年的に把握した上で、子どもたちの学びの到達度を上げていくとともに、様々な課題を主体的に解決できる力の育成に取り組んでまいります。

こうした取組により、市町とも連携しながら、個別最適な学びを推進するとともに、県立高校につきましては、新しい時代に対応した魅力ある学校づくりを推進してまいります。

本県では、これまでから共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に取り組んできたところであり、障害のある子どもたちが、それぞれに合った、多様で柔軟な学びの場を選択できる仕組みづくりが重要と考えております。

そこで、新たな仕組みとして、障害のある児童が居住地の小学校と特別支援学校の双方に学籍を置くことができる「副次的な学籍制度」を創設いたします。

この仕組みを活用し、小学校における「共に学び育つ機会」と特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現できるよう取り組んでまいります。

加えまして、「休みやすい職場環境をつくる」、「多様な人々が学校に関わる」、「働き方改革を進める」という3つの施策を展開し、教職員が、その人らしく笑顔で働ける環境・職場づくりに取り組み、もって、子どもたちの笑顔が溢れる学校づくりを進めてまいります。

次に、「ひとの健康」の二点目、『こころの健康』について申し上げます。

本当の健康とは、単にからだ健康であるだけでなく、メンタルヘルスを高め、日々の生活の中での地域とのつながりや、自然や動物とのふれあいによる安らぎを感じ、文化芸術やスポーツを通じてワクワクしたり、地元への誇りを感じるなどを通じ、人生が幸せであると感じること、すなわち、『こころの健康』にあると考えております。

本県は全国トップクラスの健康長寿県ではありますが、コロナの影響もあり、体を動かす機会、人や地域との交流の機会の減少による不安感・孤立感の増加、また、特にストレスを感じる女性が増加傾向にあるなど、心身両面の健康課題が顕在化しております。

このため、企業や大学、地域団体等、多様な主体が連携する「健康しが」共創会議の活動を通じて、地域資源の活用や、子どもの居場所づくりなどに取り組むとともに、主に女性を対象に、健康的なライフスタイルモデルを提案・発信する等により、「健康しが」のライフスタイルの普及・展開を図り、健康である、幸せであるという実感の向上に努めてまいります。

また、メンタルヘルスにつきましては、こころの悩み、生きづらさ、不安や、困難を抱える方々を孤立させず、しっかり寄り添う体制づくりを進め、困難な状況にある人を取

り残さず、こころ健やかに生活できる環境の整備を推進してまいります。

加えまして、都市公園や自然公園における民間活力の導入検討、集中的・計画的更新、びわこ文化公園都市の活性化等、県民の憩いの場、自然とのふれあいや地域とのつながりの場としての、魅力ある公園づくりを推進するとともに、犬や猫とのふれあいの場の創出、適正飼育の啓発など、動物とのふれあいを進めることで、つながりや安らぎを感じられる社会の構築に努めてまいります。

文化芸術やスポーツについて、「する」「みる」「支える」ことで、ワクワクしたり、地域への誇りを感じられるなど、こころが元気になると考えております。

昨年6月にリニューアルオープンいたしました県立美術館は、保坂館長を先頭に、リビングルームのような空間として、楽しく生まれ変わり、1日あたりの展覧会観覧者数が、改修前に比べ、約5割増加いたしましたほか、大学や企業との連携も広がりつつあります。

今後は、信楽焼やアール・ブリュットなどの「滋賀ならではの」的文化的資源を発信するコーナーの設置など、県内の周遊や観光を促す取組を行いますほか、親子で参加できる体験講座の開催などにより、館内にとどまらず、文化と自然を一体的に楽しむことができる公園づくりを進めてまいります。

文化財につきましては、各地域の宝である文化財を保全しながらその価値をしっかりと発信していきます。国宝彦根城につきましては、世界遺産登録に向けた取組を一層推進いたしますとともに、「幻の安土城」復元プロジェクトでは、令和の大調査や、AR・VRによる見える化、安土城考古博物館の展示リニューアルなどに向け、準備を進めてまいります。

スポーツにつきましては、国スポ・障スポの準備を着実に進め、機運醸成に努めるとともに、「びわ湖毎日マラソン」のレガシーを引き継ぐ、新しいマラソン大会を令和5年3月に開催する等、スポーツに親しむ環境づくりを進めてまいります。

大きな三点目、「社会・経済の健康」では、安全・安心の滋賀づくりという基盤を基に、『活力ある滋賀づくり』を目指してまいります。

地域公共交通は、利用者の減少や運転手不足に加え、コロナの影響もあり、極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、今年度策定予定の都市計画基本方針に掲げる、地域の拠点間等を結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現に向け、移動の目的や地域特性に応じた交通ネットワークの形成を進めてまいります。

具体的には、交通ネットワークの土台となる地域鉄道や、路線バス等の設備の維持や運行を引き続き支援するとともに、鉄道の潜在需要の掘り起こしや、鉄道駅から工業団地へのシャトルバス運行の実証実験等、公共交通の活用に向けた検討、実践等に取り組み、利用促進・利便性向上を図ってまいります。

社会インフラにつきましては、自然災害が、年々、激甚化・頻発化しておりますことから、災害防止のための河川改修、ため池整備、土砂災害対策や水源涵養のための森林整備等の防災対策を加速するとともに、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築してまいります。

また、多くの社会インフラが老朽化する中で、将来にわたる安全性の確保や持続可能な維持管理を実現するため、橋りょうや下水道、農業水利施設等の施設の長寿命化に着実に取り組んでまいります。

併せまして、道路標示や施設の整備などのハードはもとより、交通ボランティア等による見守り活動への支援や動画を活用した交通安全情報の提供などのソフト対策も含めて、子どもや高齢者の事故防止対策に、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

なお、工事等の施工に際しましては、道路の透水性舗装、樹木を生かした法面工など、可能な限り「グリーンインフラ」の考え方を取り入れてまいります。

こういった社会基盤の維持・強化を基に、関係人口の増加、産業の振興に取り組んでまいります。

過疎地域の拡大など、今後、地域を支える人材が減少していく中で、県内だけでなく、県外とのネットワークも強化し、外部人材の力を積極的に取り込みながら、地域の活性化につなげることを重要であると考えております。

コロナの影響により、人々の意識・行動の変容が生まれている今こそ、このような潮流を好機といたしまして、全国から人材を呼び込むサイクルの確立を目指してまいります。

具体的には、新たに、全国から人を呼び込むためのデジタルプラットフォームや、県民が地域内外の方々とつながり、地域に活力を生み出すためのデジタル地域コミュニティ通貨の導入など、DXを実現しながら、ワーケーション、農山村暮らし、空き家の活用等の移住・定住につなげるための取組を、市町と連携して進めてまいります。

観光の面では、人々の価値観が変わり、自然志向や健康志向が一層高まる中で、本県の豊かな自然や歴史・文化、健康長寿を育む食、ゆっくり丁寧な暮らし方など、滋賀の魅力が改めて評価されていることを踏まえ、本県を訪れる人が、こういった滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる「心のリズムを整える新たなツーリズム」を「シガリズム」として推進してまいります。

そのため、滋賀ならではの体験・交流型の観光コンテンツを各地域で創出し、デジタル地域コミュニティ通貨の活用なども進めるとともに、先日、直木賞を受賞された今村 翔吾さんの『塞王の楯』にも登場する穴太や国友、そして甲賀など、今まさに注目を浴びる魅力的な地域資源や、関連する観光コンテンツをつなげながら、魅力発信や観光振興に取り組んでまいります。

さらに、ビワイチ・ビワイチプラスの更なるブランド力アップ、「ここ滋賀」の拠点機能の強化にも取り組み、滋賀ならではの持続可能な観光を実現してまいりたいと考えております。

産業の振興といたしましては、これまで蓄積してきた支援ノウハウを活用し、起業を多面的に支援いたしますほか、成長を図る県内企業、グローバル展開や独自技術を生かして活躍する企業など、地域経済を支える企業の成長と発展を促進するとともに、中小企業活性化推進条例が来年度に施行 10 年を迎えますことから、これまでの取組の総括・検証を行い、「滋賀らしい次世代の中小企業の活性化の推進」に向けた施策展開を検討してまいります。

さらに、円滑な操業や企業誘致を引き続きパッケージで支援するとともに、新たに産業用地開発に取り組む市町を支援し、製造業に加え、データセンターや次世代物流施設等の幅広い分野の企業立地を促進することで、持続的な発展につながる産業の創出を図ってまいります。

また、農業につきましては、新しい考え方・手法を積極的に導入する等により、「かんたん」「きれい」「かっこいい」「かせげる」「環境にやさしい」の「新5K」と呼べるイメージに変えることで、生産性向上と地球環境保全を両立した、持続可能で“夢のある産業”へと発展させてまいります。

そのため、日本の環境保全型農業のトップランナーとして、琵琶湖から地球へと環境配慮の視点を広げ、更なる「グリーン化」を目指してまいります。

具体的には、本県が開発いたしましたイチゴ新品種の令和5年度の本格販売に向けた地産地消の推進や、オーガニック栽培向けの近江米新品種の育成を図りますとともに、再生可能エネルギーの地産地消を行います「CO² ネットゼロヴィレッジ構想」を策定し、生活に溶け込んだCO²削減の面的な広がりも推進してまいります。

加えまして、データ分析を踏まえた生産・販売、ドローンの活用等、「スマート化」を

推進することで、本県農業の持続的な発展につなげてまいります。

四点目、「自然の健康」では、『グリーン社会への挑戦』について申し上げます。

昨年開催されたCOP26におきましては、世界が一丸となって気候変動対策を強力に推進することが合意されたところであり、2050年までのカーボンニュートラルを掲げる我が国においても、あらゆる分野でできる限りの取組を進めることが求められております。

本県におきましても、今定例会議で「滋賀県CO²ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」案を提出させていただいているとともに、現在策定中の「CO²ネットゼロ社会づくり推進計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量の2013年度比50%削減という、国を上回る野心的な目標に加え、再生可能エネルギー導入量約2.1倍という高い目標を設定することとしております。

また、この目標の実現に向けて、新たに、「CO²ネットゼロ社会づくり推進基金」を造成することとしており、確保した財源をもって、取組を推進してまいりたいと考えております。

今後、CO²を排出しない社会づくりを行いつつ、地域・経済も活性化することを目指し、家庭、地域の取組はもとより、新たな産業、資源の地域循環、革新的なイノベーションを創出するとともに、県庁自身が率先的な取組を進め、ムーブメントの拡大も目指してまいります。

具体的には、様々な情報を一元的に発信できるプラットフォームサイトを新設いたしますほか、これまでの森林由来の「びわ湖カーボンクレジット」に加えまして、省エネ・再エネ由来のクレジットの創出・活用の仕組みを構築してまいります。

また、初期投資ゼロの太陽光発電設備の導入促進や、再生可能エネルギーの面的利用による地産地消の仕組みづくり、次世代自動車や充電インフラ設備の導入に対する支援

を行うほか、「(仮称) 滋賀県水素戦略」を策定し、水素社会の構築を進めてまいります。

更に、先日、サステナビリティ・リンク・ボンドの発行を表明させていただいたところでございますが、こうした「グリーン投資」が県内の事業者の皆さんにも広がっていくよう、企業向けのセミナーを開催するなど、「グリーン投資」を促す取組も進めてまいります。

「CO²ネットゼロ」の実現は、産業構造や社会経済の変革を伴うものであり、決して容易ではございませんが、県民や事業者、市町など、様々な主体と連携しながら、総ぐるみで取組を加速するとともに、より実効性の高い施策を積極的に講じることで、着実な推進を図ってまいります。

また、グリーン社会の実現のためには、マザーレイクゴールズ—MLGs—の推進も重要となります。

今年度策定いたしましたMLGsについては、SNS等を活用した情報発信・啓発や、滋賀ならではの自然環境に触れるイベントの実施等を通じ、「びわ湖の日」と組み合わせて県内外に発信し、行動変容を促してまいります。

また、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減について、先駆的な取組を支援し、全県的なムーブメントを創出するとともに、高島浄化センターでの下水汚泥の肥料化を進めるなど、環境と社会・経済活動をつなぐ地域循環型社会の構築に努めてまいります。

併せまして、森林の適正管理や林業の成長産業化、農山村のにぎわい創出に加え、森林資源や空間を活かした産業の創出、木育ビジネス化の推進等、今年6月の全国植樹祭も契機といたしまして、「やまの健康」の取組をバージョンアップさせ、なりわい、暮らし、遊び、学びなど、やまと木に関わる文化の再興を図ってまいります。

なお、1月19日に、大津市長とともに山口 壮環境大臣を訪問し、令和5年に日本で開催予定の先進7カ国首脳会議、いわゆるG7の環境大臣会合を大津市で開催いただくよう要望してまいりました。

開催地は国が決定することではございますが、本県といたしましては、県民自らが『石けん運動』など、環境を保全しながら暮らしや産業を発展させてきたこと、環境学習船うみのことという世界に誇る取組があることなどを国にお伝えしたところであり、今後とも、こういった本県の環境に対する姿勢や対応などをしっかりと伝え、積極的に誘致活動を行ってまいります。

続きまして、最も重視するテーマである『ひとづくり』について申し上げます。

私は、今年度の当初から、今後5年間で「ひとづくり強化の期間」とし、各分野、各地域の次世代を担う人づくりに、あらゆる資源を投入する滋賀県をつくと申し上げてまいりました。

各産業分野や医療福祉の現場、地域社会等の担い手不足はもとより、気候変動、デジタル化への対応など、様々な課題を解決するためには、社会の活動の資源である「ひと」の力を引き出すことが肝要です。

その一つといたしまして、先の11月定例会議では、滋賀県初の高等専門学校を設置することを表明させていただいたところですが、令和4年度には、教育カリキュラム、運営組織や立地場所の検討など、開校に向けたソフト・ハード両面の準備を進めるとともに、産業界や教育機関等との連携の枠組みや、学びを支援する仕組みづくりなど、連携・協力体制の構築についても検討してまいりたいと考えております。

そのほか、産業分野においては、企業向け人材の確保、事業承継の促進や、女性の再就職、社会とのつながりの回復などに向けた取組を、医療福祉分野においては、医師・看護職の安定的な確保に向けた取組を推進するほか、防災、文化芸術、スポーツなど、様々な分野や地域を支える人材の確保・育成に努めてまいります。

続いて、各種施策を支える土台として、『DXデジタル・トランスフォーメーションの推進』について申し上げます。

コロナ禍を契機とした急速な社会の変化は、ICTが国民生活や経済活動の維持に必

要不可欠な技術であることを改めて認識させる契機となり、行政をはじめ、これまでデジタル化が進まなかった領域においても、その波が押し寄せております。

そのため、現在策定中の「滋賀県DX推進戦略」では、人が人らしく生活し続けられるデジタル社会の実現に向けて、「暮らし」「産業」「行政」の各分野でDXを推進することとしております。

暮らしのDXでは、バスダイヤのオープンデータ化によるネットを通じた経路検索を可能とすることや、マイナンバーカードで県立図書館の蔵書が借りられるようにすることなど、全ての県民が健康で快適な暮らしと、環境に配慮した豊かな生活を実感できるよう取組を進めてまいります。

産業のDXでは、製造現場におけるAI・IoTの導入支援や、DXを活用した新たなビジネスモデルづくりへの支援、スマート農業用機器の導入支援など、高付加価値化や省力化、生産性・安全性の向上による持続可能な産業の実現に向けた取組を推進してまいります。

行政のDXでは、県の公金のオンラインによる納付や、県広報誌『滋賀プラスワン』をデジタル化するなど、時間や場所を問わないワンストップで県民本位の行政サービスの実現を目指してまいります。

これらの取組に加えまして、地域で活躍するサポーターの支援等による市町や企業との連携や、県庁のデジタル人材を育成することなどにより、「暮らし」・「産業」・「行政」の各分野のあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値創造へとつながっていく「社会全体のデジタル・トランスフォーメーション」を推進してまいります。

最後に、『より良き自治の追求』について申し上げます。

私の基本的な姿勢は、現場で県民の皆様のお声をしっかりと聞く「対話」と「共感」に加えて、最近では「共創」、共に創るということを申し上げます。

デジタル技術を活用し、声なき声を含む県民の声を県政に反映するとともに、対話、議論を積み重ね、それを実践に移し、しっかりと県民に「届ける」というサイクルを実現することで、「より良き自治」を追求してまいりたいと考えております。

そのため、基本構想タウンミーティングや、税制審議会、死生懇話会の開催など、県民や様々な主体との対話、熟議を行ってまいります。

また、これまで紙媒体で発行してまいりました県広報誌『滋賀プラスワン』のデジタル版を作成し、動画の活用や、双方向の対話機能の付与、県民ニーズをリアルタイムに反映したコンテンツの作成など、デジタルの長所を生かして、わかりやすく、必要な方にしっかりと伝わる広報を進めてまいります。

加えまして、より良き自治を実現するためには、これまでの滋賀の歴史を学び、先人の努力を振り返り、未来を考えることも重要であります。

今年は、明治5年に滋賀県が現在の県域となりましてから、150周年の節目となります。そこで、県政150周年記念事業に取り組むことといたしますが、その中核事業として、新たな県史編さんに取り組んでまいりたいと考えております。

今後10年から20年を要する大事業となりますが、「良き祖先」となるべく、これまでの滋賀県の歩みを記録に残し、後世にしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

以上、主に一般会計に係る施策について、その概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は10会計で2,492億7,329万3千円、企業会計は5会計で1,416億5,690万円を計上しております。

コロナが国内で確認されて以降の2年間は、その対応に明け暮れた日々でございました。そして、私には、この2年に及ぶコロナ禍で見出した『光』がございます。

それは、滋賀の誇るべき歴史であり、琵琶湖やそれを取り巻く豊かな自然であり、歴史

や自然を大切にしようとする県民の実践であり、滋賀で生まれ、育つ人、その人と人との、また、全ての生きものとのつながり、支え合いであります。

これらは、利他のところ、三方よし、おかげさま、お互いさま、誠信の交わりなどの先人の教えが息づいていることの証であり、これから歩む先を照らす光だとも思います。

琵琶湖を真ん中に、自然の四季を大切に味わい、みんな仲良く支え合って生きること、人間だけでなくすべての生きものを慈しむこと、今を生きる世代だけでなく、未来の世代のことを考えること。こういった滋賀のリズムに、先人の教えに息づく滋賀のイズムを加えた『シガリズム』で、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本定例会議に提出いたしております案件の概要についてご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

先ほどご説明申し上げたところでございますが、

議第 17 号は、CO² ネットゼロ社会づくり推進基金を造成するため、

議第 18 号は、子ども・若者基金を造成するため、

それぞれ条例を制定しようとするものでございます。

議第 19 号につきましても、先ほどご説明申し上げた通り、CO² ネットゼロ社会づくりを推進するため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正しようとするものでございます。

議第 20 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、職員の定数を改定するため、

議第 21 号は、法令改正により、新たに設けられた手続に係る事務の町への移譲等を行うため、

議第 22 号は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等を行うため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

議第 23 号は、特別職および県議会議員について

議第 24 号は、知事部局等の職員について

少し飛びますが、議第 41 号は、学校職員について

それぞれ期末手当の支給割合を改定するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 25 号は、デジタル改革関連法の成立等に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 26 号は、県が後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の割合を変更するため、

議第 27 号は、国民健康保険法の一部改正に伴い、基金を財政調整事業に要する費用に充当できるよう、用途を変更するため、

議第 28 号は、法令改正に伴い、手数料の新設および額の改定を行うため、

議第 29 号は、法令改正に伴い、銃刀法に係る手数料などの額の改定等を行うため、

議第 30 号は、東北部工業技術センターの試験機器の使用料の額を改定するため、

議第 31 号および議第 32 号は、それぞれ児童福祉法に基づく指定通所支援の事業に係る基準等の改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 33 号は、視覚障害者センターの利用に供する図書等および利用者の範囲を変更するため、

議第 34 号は、道路法等の一部改正に伴い、県道上にある防災拠点駐車場に設置された備蓄倉庫などの道路占用料を新たに定めるため、

議第 35 号は、建築基準法等の一部改正に伴い、小規模な共同住宅に係る規制等を緩和するため、

議第 36 号は、屋外広告物について、地域ごとの景観特性等を踏まえた規制とするため、

議第 37 号は、県内の全市が景観行政団体に移行したことに伴い、必要な規定の整備等を行うため、

議第 38 号は、公園内のスポーツ施設の改修等に伴い、使用料の額を改定するため、

議第 39 号は、標準学級数の増減等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定するため、

議第 40 号は、滋賀県奨学資金について、経済的理由によりタブレット端末の購入が困難な家庭の生徒に対して、購入資金の貸与を行えるようにするため、

議第 42 号は、警察官以外の地方警察職員の定数を改めるため、

議第 43 号は、特殊勤務手当の支給対象に、クロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業等を追加するため、

それぞれ、改正を行おうとするものでございます。

議第 44 号から議第 51 号までは、その他の案件でございます。

議第 44 号から議第 46 号までは、契約の締結について、

議第 47 号および議第 48 号は、権利放棄について、

議第 49 号は、国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 50 号は、淀川水系における水資源開発基本計画の変更につき、意見を述べることについて、

議第 51 号は、包括外部監査契約の締結について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

議第 52 号は、令和 3 年度一般会計の補正予算案でございまして、

冒頭で申し上げました通り、事業継続支援金の支給、および、感染回避のために自宅を離れてホテルなどに宿泊しようとする方への支援のため、

総額で 23 億 6, 470 万円の増額補正を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

最後にお時間をいただきまして、今後の県政運営につきまして、私の所信の一端を申し述べたいと存じます。

平成 26 年 7 月に滋賀県知事として県政をお預かりさせていただいてから、はや二期 8 年になろうとしております。

国政において10年、副大臣などの経験はあったものの、地方行政に携わるのは初めてでありました当時43歳の若輩者は、「対話・共感・協働」、「現場主義」を基本姿勢に、チャレンジ精神と行動力を頼りに、職責の重さを絶えず感じながら、今日まで全力を尽くしてまいりました。

この間、御理解、御支援いただきました県民の皆様に深く感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては、県政運営の車の両輪として、日々、御尽力、御協力を賜りますとともに、多くの御指導、御鞭撻も賜り、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

また、ともに汗を流してくれている職員にも心を寄せたいと存じます。

さて、この間を振り返りますと、一期目は、「県政継承と基盤整備」に取り組んだ4年間であったと思います。

松田 道之初代県令から数えて42人、民選知事に限っても初代の服部 岩吉知事から数えて8人の方々が繋いできた県政のバトンをしっかりと受け継ぎ、足らざる部分は補うとともに、時代の潮流を見据え、新しい要素を加味するというスタンスで臨んでまいりました。

基盤整備の面では、例えば、「大津・高島子ども家庭相談センター」や「ここ滋賀」の開設といった体制整備のほか、防災インフラの整備を進め、「安全・安心」対策に取り組み、おかげさまで刑法犯認知件数や交通事故発生件数の大きな減少につながりました。

また、県政を推進する上で大変重要な国や市町との信頼関係強化にも意を用いてまいったところがございます。

二期目は、この基盤の上に、新しい政策の「種まき」に取り組んだ4年間と言えるのではないかと考えております。

例えば、「ひとの健康」では、「高等専門学校の設置検討」や「『幻の安土城』の復元」、
「社会・経済の健康」では、「共生社会づくり」、「自然の健康」では、「CO2 ネットゼロ」
や「やまの健康」などについて、種をまき、発芽させ、一定の道筋をたてることができた
のではないかと考えております。

一方で、長引くコロナの影響で大河ドラマ「麒麟がくる」と連続テレビ小説「スカーレ
ット」により「万載一遇」と大喜びした観光施策や健康づくり施策などは足踏みを余儀な
くされております。

コロナは、肉体的な健康を脅かすだけでなく、人と人のつながり、人と社会のつながり
を分断し、「こころの健康」をいとも簡単に蝕んでおります。さらに、例えば、がん検診
等の検診控えや休校による学びの機会喪失などにより、将来にわたって大きなダメージ
を、特に子ども・次世代に与えるのではないかと私は非常に懸念します。

従前から続く少子高齢化や気候変動、DXなどの大きな変化と相まって、本県が標榜
している『健康しが』は、足元が揺らいだ状況にあると認識しております。

また、グローバル化や中央集権化、都市化や効率至上主義などを通じて追及してきた
経済的な豊かさといった近代的な価値観が、コロナ禍によって大きく変わろうとしてい
ると私は捉えており、「卒近代」という時代の曲がり角にいるのではないかと強く意識し
ております。

「卒近代」を曲がった先にあるのは、誰も犠牲にならない社会、お金やモノの豊かさの
みではなく、価値や意味に重きを置く社会、「より良き自治」を求め、七世代先まで考え
て行動する「良き祖先」になろうとする社会であると考えます。

これは、私がこれまで一貫して提唱してきた「新しい豊かさ」を実感する社会でもあり
ます。

このような社会を志向し、「人」「社会・経済」「自然」全ての面で充足した本当の意味

での『健康しが』を、みんなと力をあわせてシガリズムでつくるため、7月の任期満了に伴う知事選挙におきまして、「三期目の新たなチャレンジ」をする決意を固めました。

もとより浅学非才、まだまだ若輩未熟ではありますが、持ち前の前向きさと行動力、ガッツを活かし、全身全霊を捧げ県政を担ってまいりたいと存じます。

私が、コロナ禍で見出した「光」は、「滋賀の潜在力」であり、「未来への可能性」であり、「私たちの誇り」でもあります。

この誇りを胸に、私一人ではなく、皆さんと一緒に歩んでまいりたいと存じます。

議員の皆様には、貴重なお時間を賜りましたことに感謝申し上げますとともに、今後とも県政の推進に一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願いいたし、私からの説明を終わらせていただきます。

御静聴ありがとうございました。